

大垣市第2次教育振興基本計画(素案)

令和2年 月

大垣市教育委員会

目 次

第 1 章 大垣市第 2 次教育振興基本計画の策定について

- 第 1 節 策定の趣旨 P. 1
- 第 2 節 計画の位置づけ P. 2

第 2 章 基本理念と基本方針について

- 第 1 節 基本理念 P. 4
- 第 2 節 基本方針 P. 5

第 3 章 分野別振興計画について

- 第 1 節 施策の体系図 P. 6
- 第 2 節 学校教育 P. 8
- 第 3 節 社会教育 P. 14
- 第 4 節 文化振興 P. 19
- 第 5 節 読書活動推進 P. 24
- 第 6 節 スポーツ推進 P. 32

第 4 章 計画の推進体制について

- 第 1 節 計画の推進 P. 37

第 5 章 資料集

- 第 1 節 計画策定の経過 P. 38
- 第 2 節 設置要綱等・委員名簿 P. 39

第1章 大垣市第2次教育振興基本計画の策定について

第1節 策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が明示されるとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて、地方公共団体には、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

本市では、平成22年3月に10年先を見通した教育理念を構築し、すべての市民がふれあい、そして学びあいながら、それぞれが創りあげてきた文化を深めあっている、新たな「文教のまち大垣」を目指して、「大垣市教育振興基本方針」を策定しました。

その中で、「ふるさと大垣科」によるふるさと教育や「小学校からの英語教育」の推進、社会教育推進のための人材養成、「大垣祭の軸行事」のユネスコ無形文化遺産をはじめとした文化財の保護・活用による郷土愛の醸成など、成果を上げてきました。

策定から10年が経ち、経済や生活、教育を取り巻く環境は大きく変化してきました。インターネットやスマートフォンなどの普及・発展により、人々の生活スタイルは大きく変わり、グローバル化も進みました。今後はAIやIoTをはじめとする技術革新の一層の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会が到来すると予測されています。

こうした中、本市においては、現在の「大垣市教育振興基本方針」を改訂し、これからの10年を見据えた「大垣市第2次教育振興基本計画」を策定します。

時代が変化しても、「夢や目標の実現にむけて、学び挑戦できる人」の育成など、普遍的な教育の姿を大切にしながら、「多様性の受容」など時代の変化に合わせた教育も推進していきます。

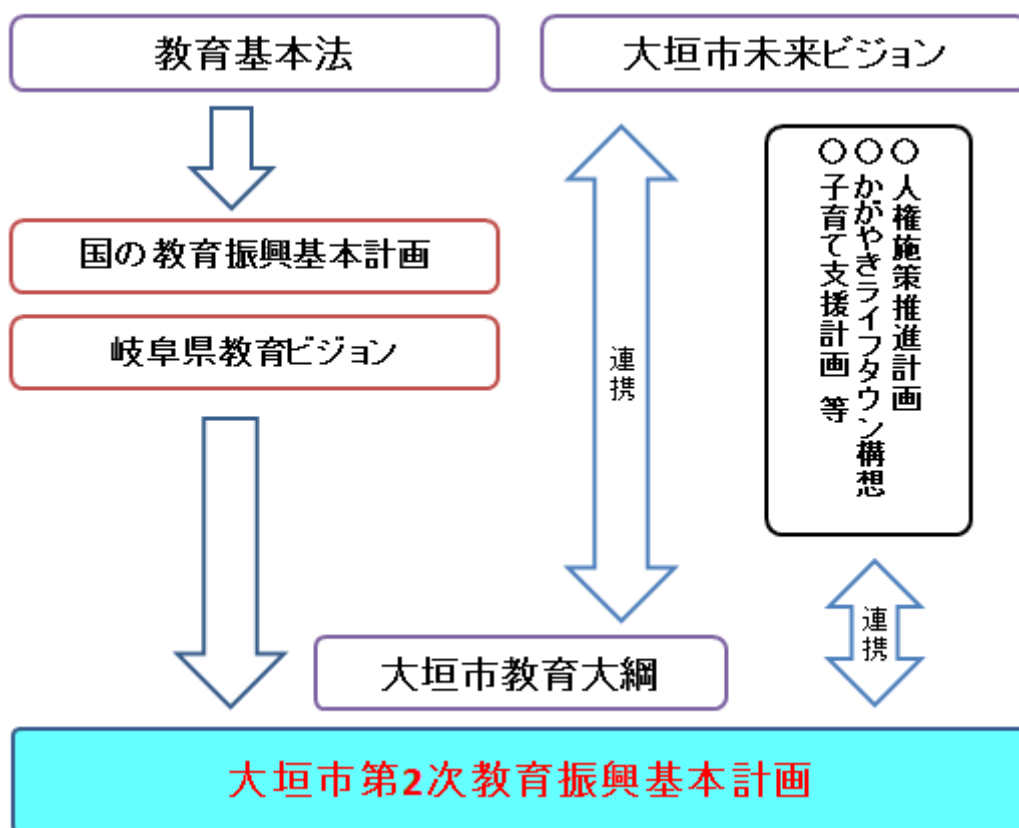
いつの時代も、地域社会が発展するキーワードは「人づくり」です。学校教育や社会教育等を充実し、次代を拓くことができる人づくりを目指していきます。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」です。
- 「大垣市未来ビジョン」を上位計画とする教育分野の総合的な計画とし、より具体的な目標などを示します。

2 イメージ図



3 計画の期間

大垣市第2次教育振興基本計画の基本理念・基本方針の計画期間は、令和2年から10年間です。

分野別の基本目標・基本施策の計画期間は、令和2年から5年間です。

いずれにおいても、教育環境や社会情勢の変化等により、計画期間内に見直しが必要となった場合はこの限りではありません。

計画名	平成				令和						
	27	28	29	30	1	2	3			10	11
総合計画	大垣市第五次総合計画				大垣市未来ビジョン(30年)						
教育方針	大垣市教育振興基本方針(10年)				大垣市第2次教育振興基本計画 基本理念・基本方針(10年)						
教育振興計画	第2次振興計画(5年)				目標・施策(5年)			目標・施策(5年)			

第2章 基本理念と基本方針について

第1節 基本理念

総合教育会議において市長と教育委員が協議し、平成30年11月に「大垣市教育大綱」（以下「大綱」という）が策定されました。

基本理念・基本方針については、今回は、昨年度定めた「大綱」の基本理念・基本方針を準用することとします。

なお、将来、「計画」を見直しする場合には、必ずしも「大綱」の基本理念・基本方針を準用するものではありません。

みんなが学び交わり成長する 文教のまち大垣

～次代を拓く「人」づくり～

人口減少と少子高齢化の進展に伴い、将来の労働人口の減少が見込まれる中、地域社会がこれからも発展するためのキーワードは「人」づくりです。

みんなが学び、地域やコミュニティで交わり、互いに成長する文教のまち大垣は、次代を拓く人づくりをめざします。

<教育大綱とは>

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。

<教育振興基本計画とは>

「教育基本法」第17条第2項の規定により、地方公共団体は、前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

第2節 基本方針

I 夢や目標の実現にむけて、学び挑戦できる人

夢や目標を実現するために学び挑戦し、着実に夢に近づくことができる力や創造力を育成することで、自ら未来を切り拓くことができる人づくりをめざします。

II 多様性を尊重し思いやりとたくましさのある、心豊かな人

多様性を尊重し、思いやることのできる自律した心と、自らも大切な存在であるという認識を持ち、グローバル社会をたくましく生きる、心豊かな人づくりをめざします。

III 歴史・文化に触れ、地域とのかかわりを大切にした、 郷土愛のある人

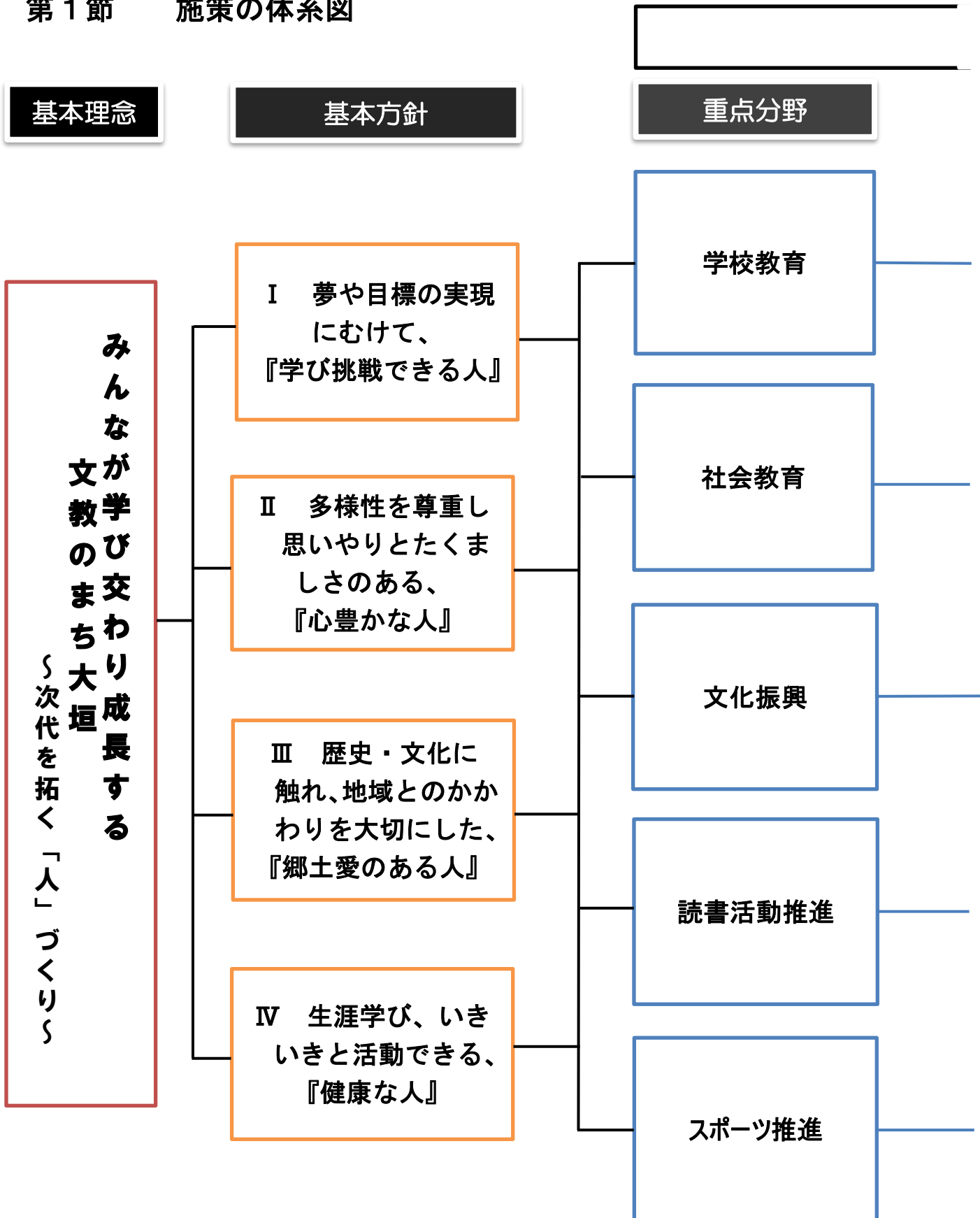
自分のまちの歴史・文化を理解することや、地域社会とのかかわりを深めることで、大垣の良さの再発見や更なる愛着と誇りを持ち、「ふるさと大垣」への郷土愛のある人づくりをめざします。

IV 生涯学び、いきいきと活動できる、健康な人

「人生100年時代」を豊かに過ごすために、誰もが生きがいを持っていきいきと生涯学び活動できる、心身ともに健康な人づくりをめざします。

第3章 分野別振興計画について

第1節 施策の体系図



分野別振興計画

基本目標

- 1 主体的な学びを推進し、確かな学力を身に付けた子を育成します
- 2 多様な人々との協働を促し、思いやりの心を持ち、共に支え合う子を育成します
- 3 ふるさと教育を推進し、グローバル社会に生きる力を身に付けた子を育成します
- 4 豊かな教育環境を整備し、いきいきと活動できる子を育成します

- 1 地域づくりを推進し、学び挑戦できる人づくりをめざします
- 2 よさを認め尊重し合う活動を推進し、思いやりのある心豊かな人づくりをめざします
- 3 地域とのかかわりを大切にする活動を充実し、郷土に誇りをもって生きる人づくりをめざします
- 4 興味・関心に応じて学び合える環境を整備し、いきいきと活動できる人づくりをめざします

- 1 文化芸術活動を充実し、豊かな創造力を育む人づくりをめざします
- 2 文化の相互交流を通して、多様な文化芸術を理解する人づくりをめざします
- 3 郷土の文化財や伝統文化の保護・継承を通して、ふるさとに愛着と誇りを持てる人づくりをめざします
- 4 文化芸術に取り組める環境を整え、いきいきと活動できる人づくりをめざします

- 1 読書活動を推進し、夢に向かって挑戦し努力する人づくりをめざします
- 2 図書館サービスを充実し、多様化する社会を心豊かに生きる人づくりをめざします
- 3 郷土資料の活用を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
- 4 魅力ある資料や情報を提供し、かがやき続ける人づくりをめざします

- 1 スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします
- 2 スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします
- 3 地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
- 4 スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします

第2節 学校教育

これからの学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

学力向上の推進や健全な心と体の育成、多様なニーズに応じた教育の推進、教育環境の整備により、充実した学校生活を送れるようにし、健やかな心と体をもつ子の育成をめざします。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	主体的な学びを推進し、確かな学力を身に付けた子を育成します
---------------	--------------------------------------

夢や目標の実現にむけて、『学び挑戦できる人』を育成するために、確かな学力を身に付けることができますようにします。

学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決をしていく子を育成していきます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 各学校における学力向上の取組	学力推進委員会を中心に児童生徒の学力についての分析・検証や、改善の提言を行い、各学校において学力向上P D C Aサイクルを確立します。
(2) 一人ひとりの学習状況に応じた学力向上の体制づくり	I C T機器の活用の推進や発展・体験学習推進事業、宇宙教育連携推進事業などの実施により、児童生徒の学ぶ意欲や学習に対する興味・関心を広げることができるようにします。 また、小学校英語やプログラミング教育等においてそれぞれのめざす能力を身に付けることができるようにすることで、一人ひとりの学習状況に応じた学力向上の体制づくりを行います。

取 組	内 容
(3) 保幼小連携・小中連携による学力向上の推進	<p>保幼小連携・小中連携では、子ども同士の交流活動や小・中学校教員、園職員との交流などを行い、発達段階に応じた効果的な指導の在り方について明らかにし、推進していきます。</p> <p>また、小1、小5・6、中1を中心に学習指導補助講師を配置して、小学校や中学校への滑らかな接続ができるようし、学力向上の推進を図ります。</p>
(4) 教員の指導力・資質向上	<p>若手教員向けの研修や学級経営力を育成する研修を実施することで、教員の指導力・資質向上をめざし、学力向上の推進を図ります。</p>

基本目標 2	多様な人々との協働を促し、思いやりの心を持ち、共に支え合う子を育成します
---------------	---

多様性を尊重し思いやりとたくましさのある『心豊かな人』を育成するために、思いやりの心を持ち、共に支え合うことができるようにします。

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育成します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 豊かな心の育成	道徳教育や人権・同和教育を充実させ、望ましい人間関係を築く力をはぐくむ学級経営の推進を図ることで、児童生徒に豊かな心を持ち、共に支え合う子を育成します。
(2) いじめや問題行動、不登校への対応の充実	「いじめ防止基本方針」や子どもを主体とする「いじめゼロスクール」に則った対策の推進を行います。学校においては情報モラル教育の充実を図ったり、「いじめ等スクールサポートチーム」を活用したりすることで、いじめや問題行動、不登校への対応を充実させ、多様性を尊重し、思いやりとたくましさのある子を育成します。
(3) 特別支援教育の充実	早期からの継続的支援や支援員、介助員の適正な配置、特別支援教育の研修会の実施をすることで、特別支援教育の充実を図り、多様性を尊重し、思いやりとたくましさのある子を育成します。
(4) 外国人の子どもへの支援の充実	初期指導教室、日本語指導教室における指導により、外国人の子どもへの支援を充実させることで、外国人の子どもたちと共に支え合うことができる子を育成します。

基本目標 3	ふるさと教育を推進し、グローバル社会に生きる力を身に付けた子を育成します
---------------	---

歴史・文化に触れ、地域とのかかわりを大切にした、『郷土愛のある人』を育成するために、ふるさと大垣に愛着をもち、グローバル社会に生きる力を身に付けさせます。

将来世界で活躍したり、地域活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍することができる子を育成します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 学校・家庭・地域の協働による教育の推進	学校教育計画に基づいた自立的、主体的な学校運営を行い、学校評価システムと地域ぐるみによる学校支援体制を充実することで、学校・家庭・地域の協働による教育の推進を図り、ふるさと大垣への愛着をはぐくみます。
(2) グローバル社会に生きる人材の育成	「ふるさと大垣科」や小学校からの英語教育を推進し、グローバル社会に生きる人材の育成をします。

基本目標 4	豊かな教育環境を整備し、いきいきと活動できる子を育成します
---------------	--------------------------------------

生涯学び、いきいきと活動できる、『健康な人』を育成するために、安全で安心な教育環境を整えます。

指導力を身に付けた元気な教員のもと、のびのびと活動できる学校環境を整え、生涯学び続ける心と体力を育成します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 健やかな体の育成	体力向上を図る学校体育の取組や健康教育の充実を図ることで、健やかな体を育成します。
(2) 危機管理体制の充実	教育活動等に関する様々な危機（異常気象、非常変災、食物アレルギー）について、未然防止に努め、 また、発生した場合の被害を最小限にとどめ、児童生徒の安全を確保できるよう危機管理退背の充実を図り、安全で安心な教育環境を整えます。
(3) 学校環境の整備	児童生徒が快適に学校生活を送るための学校環境や多様な学習が可能となる教材の整備を行います。
(4) 教員の働きやすい環境づくり	らくらく校務支援システムの改善や各学校におけるスリム化の取組により、教員の働きやすい環境づくりを推進します。

2 指標と目標値

学校教育分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名（単位）	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	主体的な学びを推進し、確かな学力を身に付けた子を育成します	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
2	多様な人々との協働を促し、思いやりの心を持ち、共に支え合う子を育成します	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
3	ふるさと教育を推進し、グローバル社会に生きる力を身に付けた子を育成します	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
4	豊かな教育環境を整備し、いきいきと活動できる子を育成します	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		

第3節 社会教育

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めることが大切です。

また、少子化や核家族化等に伴い、地域とのつながりが希薄化しており、それらの解決につなげていく活動の必要性が一層高まっています。人々が生きがいを持って社会に参加できるしくみを整え、地域社会の持続的発展に向けた、地域課題解決のための学びを支援します。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	地域づくりを推進し、学び挑戦できる人づくりをめざします
---------------	------------------------------------

人口減少や文化伝承の担い手不足などの地域課題の解決や地域活性化のための学習などを推進し、NPO、高等教育機関、企業等の多様な主体とのネットワークを活用した新しい地域づくりの活動を促進します。

また、NPO等と連携・協働し、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を養成するため、必要な研修等の充実を図ります。

基本施策

取組	内容
(1) 社会教育を推進する人材の養成	社会教育推進員や青少年育成推進員、青少年団体の指導者など、地域の社会教育を推進する人材の養成や資質向上に取り組み、推進組織や団体活動の活性化を図ります。
(2) 地域づくりにむけた社会教育の推進	NPO、高等教育機関、企業と連携を図り、地域の社会教育活動を支援します。

基本目標 2	よさを認め尊重し合う活動を推進し、思いやりのある心豊かな人づくりをめざします
---------------	---

近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増えています。家庭教育はすべての教育の原点であり、子どもたちが基本的な生活習慣、道徳観、社会のルール等を身につけるうえで、重要な役割を果たしています。だからこそ、子どもの発達段階に応じた家庭の教育力向上を図るため、青少年育成推進会等の地域団体と連携して、社会全体で家庭を支援する環境づくりが求められています。このため、障がいのある子や不登校の子をもつ保護者などを対象にした学習機会を提供したり、地域の子育て経験者をはじめとした家庭教育を支援する地域人材を養成したりすることで、愛情豊かな家庭づくりを支援します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 家庭教育の推進	一人ひとりが尊重される家庭教育を学ぶ家庭教育学級や企業内家庭教育研修の充実を図ります。 また、家庭教育支援スタッフを養成し、子どもの不登校など、悩みを抱えている家庭への支援活動を推進します。
(2) 多様性を尊重した学習機会の充実	人と人のつながりや多様性を尊重した学習機会、人権に関する講演会・講座等の充実を図り、思いやりのある心豊かな人づくりをめざします。
(3) 青少年の主体的な活動の推進	ボランティア体験、地域行事、青少年団体活動への青少年の参画を促進します。

基本目標 3	地域とのかかわりを大切にする活動を充実し、郷土に誇りをもって生きる人づくりをめざします
---------------	--

現在、少子化、核家族化等の社会構造の変化により、青少年が学校や家族以外の大人や地域とつながる機会が減少しています。また、大人の社会においても、地域とのつながりが希薄化しています。

地域の歴史や文化に触れる地域行事への参加を促進することや、地域住民による学習支援や安全確保などの支援活動を行う学校支援ボランティア事業を推進することにより、地域社会との様々な関わりを深めて、これからの時代に必要な生きる力や地域への愛着や誇りを持った人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) 歴史・文化に触れる社会教育の推進	地域の歴史、自然、文化など、地域資産を発掘したり継承したりする講座等の実施を促進します。
(2) 地域と学校の協働活動の推進	校区ごとの学校支援ボランティア活動を活性化するとともに、全市的な人材バンクの整備と活動の推進を図ります。
(3) 地域における青少年健全育成の推進	地域ぐるみによる子どもの安全確保や社会環境浄化活動の推進を図るとともに、各ブロックの研修会を支援します。

基本目標 4	興味・関心に応じて学び合える環境を整備し、いきいきと活動できる人づくりをめざします
---------------	--

今日の急激に変化する社会においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、自身の興味・関心に応じて、学び続けることのできる環境を充実させることが求められています。

「学びの場」である社会教育施設等を拠点とした学習機会の充実を図るとともに、関係機関と連携を図り、これまでに培った多様な知識・技術・経験を地域活動に生かし、生涯にわたっていきいきと活動できる人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) 生涯学習機会の充実	公民館講座やスイトピア子どもクラブなど、自分の興味・関心に応じて学べる環境を整備し、生涯にわたっていきいきと活動できる人づくりをめざします。
(2) 関係機関との連携	市民活動推進課と連携を図りながら、大垣市かがやき出前講座の講師を派遣し、地域の生涯学習機会の充実を図ります。

2 指標と目標値

社会教育分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名 (単位)	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	地域づくりを推進し、 学び挑戦できる人づく りをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
2	よさを認め尊重し合う 活動を推進し、思いや りのある心豊かな人づ くりをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
3	地域とのかかわりを大 切にする活動を充実 し、郷土に誇りをもっ て生きる人づくりをめ ざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
4	興味・関心に応じて学 び合える環境を整備 し、いきいきと活動で きる人づくりをめざし ます	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		

第4節 文化振興

人々の心のつながりや相互理解、多様性を理解する心豊かな社会を形成するため、文化芸術は重要な役割を持っています。

郷土の先賢・作家を学び、ふるさとに愛着を持つとともに、市民の誰もが質の高い文化芸術を享受できる、歴史と伝統がいきづき文化のかおり高いまちづくりをすすめ、ひとりひとりが輝ける心豊かな人づくりをめざします。

また、文化芸術のもつ創造性を活かして都市の活性化に取り組む「文化芸術創造都市」をめざします。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	文化芸術活動を充実し、豊かな創造力を育む人づくりをめざします
---------------	---------------------------------------

豊かな感性・創造力・表現力を深めるためには、音楽や演劇・美術等の芸術、伝統芸能や生活文化等の歴史・風土に根差した、多彩な文化・芸術資源を活かすことが重要です。

このため、多様化する芸術の市民ニーズをとらえた文化振興施策の充実や、次代を担う子どもや青少年たちが、質の高い文化芸術に親しみ創造的活動に参画できるよう努めます。

また、文化芸術等への理解醸成や新たな活動へのチャレンジを支援するとともに、継続的に体験・修得できる機会の充実に努めます。

基本施策

取組	内容
(1) 文化芸術等に 触れる機会の充 実	芸術団体、(公財)大垣市文化事業団と連携し、質の高い文化芸術に触れ・親しむことができる機会の充実に努めます。
(2) 文化芸術等を 学ぶ機会の充実	文化芸術活動にチャレンジできる場を提供するとともに、創造的に学び・修得できる機会の充実に努めます。

基本目標 2	文化の相互交流を通して、多様な文化芸術を理解する人づくりをめざします
---------------	---

多様な文化芸術を尊重し豊かな心を育むためには、文化芸術や地域の伝統文化・生活文化を理解し、主体的に活動に取り組むことが重要です。

このため、様々な分野の文化芸術等について広く情報発信するとともに、分野・年齢・性別等に関わらず相互交流できる機会の充実に努めます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 多様な文化芸術等の情報発信	様々な分野・団体による文化芸術等の取り組みについて、広く情報発信します。
(2) 文化芸術等の交流機会の充実	創造的な活動や新たな活動に取り組めるよう、各分野の文化芸術や年齢・性別等が異なる文化芸術団体が、相互に交流できる機会の充実に図ります。

基本目標 3	郷土の文化財や伝統文化の保護・継承を通して、ふるさとに愛着と誇りを持てる人づくりをめざします
---------------	---

ふるさと大垣への誇りと愛着を深めるためには、郷土に伝わる有形・無形の文化財や伝統文化を知り、次代へと伝えていくことが重要です。

このため、郷土の文化財を保護するとともに環境整備による活用を促進することで、市民の文化財保護の取り組みや次代へ伝える活動を支援します。

また、大垣まつりなど地域に残る伝統文化を守り、確実に未来へ伝えるとともに、時代に即した発展を図ることで、地域コミュニティの活性化に努めます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 文化財の保護・活用	各地域の貴重な文化財の滅失・散逸を防ぎ、地域における計画的保存を促進し、継続性・一貫性のある保護・活用を進めます。
(2) 伝統文化の保護・継承	伝統文化を確実に未来へと繋ぎ、さらなる発展を図るために必要な支援を行い、持続可能な保護・継承を進めます。

基本目標 4	文化芸術に取り組める環境を整え、いきいきと活動とできる人づくりをめざします
---------------	--

ひとりひとりが輝き、心豊かで健康的な生活を実現するためには、生涯学び、活動できる生きがいをもつことが重要です。

このため、（公財）大垣市文化事業団と市の連携による活動機会の創出や、文化芸術団体・企業等による文化芸術への積極的取り組みを促進することで、市民が生涯にわたり、楽しく活動できる環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者まであらゆる世代が、いきいきと活動できる拠点の環境を整えることで、市民の文化芸術の取り組みを支援します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 文化芸術を生涯楽しめる機会の充実	（公財）大垣市文化事業団を中心に、文化芸術団体・企業等による文化芸術活動を充実し、生涯にわたり楽しく活動できる機会の充実を図ります。
(2) 文化芸術活動施設の利用環境の充実	市民のだれもが気軽に文化芸術施設を利用できるよう、利用環境の改善に努めます。 また、既存施設の機能向上を図るとともに、施設の管理運営や安全確保に努め、市民の文化芸術活動を支えます。

2 指標と目標値

文化振興分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名 (単位)	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	文化芸術活動を充実し、豊かな創造力を育む人づくりをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
2	文化の相互交流を通して、多様な文化芸術を理解する人づくりをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
3	郷土の文化財や伝統文化の保護・継承を通して、ふるさとに愛着と誇りを持てる人づくりをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
4	文化芸術に取り組める環境を整え、いきいきと活動できる人づくりをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		

第5節 読書活動推進

近頃の読書活動を取り巻く状況として、情報通信技術（ICT）の進展に伴い、いわゆる活字離れが起きており、積極的に読書する人の減少が深刻化しています。その一方で、図書館は「知の拠点」として、今や人生100年ともいわれる長寿社会への変化に対応した学習機会の提供や、地域コミュニティの維持・活性化への貢献といった役割が求められています。

図書館では、こうした読書活動の状況を踏まえ、多様化するライフスタイルや高度化する市民ニーズに柔軟に対応しつつ、生涯にわたり生き生きとかがやく人たちを支援します。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	読書活動を推進し、夢に向かって挑戦し努力する人づくりをめざします
---------------	---

近年、「活字離れ」が指摘されている中、読書活動は、言葉を学び、知性や感性を磨き、チャレンジ精神を高め、自己解決力を鍛える手段として非常に有用です。

あらゆる機会と場所において、すべての人々が自主的な読書活動に取り組める環境を整備するとともに、特に次世代を担う子どもたちが読書活動を通じて夢や希望を思い描き、成長していく力を育むことを支援します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 図書館における読書活動の推進	<p>読書の魅力に触れたり、身近なものと感じられたりするような読書活動の機会を提供するため、読書講演会などを開催するほか、積極的な図書紹介や図書展示を行います。</p> <p>また、子どもたちが「読みたい」「見たい」「知りたい」と思ったとき、多くの本と出会えるように、図書館において定期的に読み聞かせ会や図書展示などを実施します。</p>

取 組	内 容
(2) 子どもの感性や人間性を育む読書活動の支援	<p>子どもたちが、本に親しみ、言葉を学び、表現力を養い、人生をより豊かに生きる力を養うため、児童書を充実させ、さらに自主的な読書につながるように地域や、学校・園に児童図書を整備・充実します。</p> <p>また、家庭において読書の楽しさを家族で共有し、読書活動に親しんだりするために、ブックスタート事業を継続し、読書案内、図書展示を充実します。</p> <p>さらに、図書館職員が学校教諭・学校司書・保育士と連携・情報交換を行うほか、図書館見学や職場体験、留守家庭児童教室への図書の貸出しなどを継続します。</p>
(3) 地域における読書活動の推進	<p>お住まいの地域でも気軽に本が読めるように、地区センターなどの地域文庫（28 か所）を拡充するとともに、文庫内での図書展示や読み聞かせ会の開催を推進します。</p>

基本目標 2	図書館サービスを充実し、多様化する社会を心豊かに生きる人づくりをめざします
---------------	--

近年の社会経済情勢に比例するように、図書館に寄せられる利用者の声も多様化しています。図書館は、市民に求められている多様性の受容、グローバル化する社会への対応に役立てるよう、「いつでも」「どこでも」「誰でも」図書館にアクセスできる環境を整備し、さまざまなサービスを提供します。

図書館サービスを通して、多文化を理解し、他者を思いやることができるような心豊かな人々が増えるきっかけを提供します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 多様なサービスの推進	<p>図書館職員による資料相談を充実させ、ICTを活用した効率的な貸出しサービスを提供するとともに、図書の予約サービスや他の図書館からの相互貸借などにより迅速かつ確実な資料提供を行います。</p> <p>また、日々の暮らしの中で生まれる様々な疑問や問題を解決する豊富な資料を揃える情報拠点を目指すとともに、障がい者や多様な言語を持つ外国人などそれぞれの方に対応したきめ細かなサービスの提供に努めます。</p>
(2) 積極的な情報発信	<p>多くの人に図書館を活用していただくため、図書館発行の広報誌や新刊案内などを、市内公共施設に配布するとともに、市の各課と連携し、各種講座やイベントなどのPR活動を積極的に双方で実施します。</p> <p>また、図書館ホームページなどの多様なメディアを活用し、図書館における様々な情報の提供と、図書の検索支援を行います。</p>
(3) デジタル資料・情報の充実	<p>デジタル資料と親和性が高いインターネットを活用して、新聞やレファレンスのデータベース閲覧サービスや電子書籍の充実に努めます。</p>

取 組	内 容
(4) サービス拠点の充実	<p>遠方のため図書館への来館が困難な市民であっても、読書に親しみ、楽しむ環境を享受できるように予約図書の本所（19か所）を拡充します。</p> <p>また、図書館利用者の利便性を高め、図書の貸出し回転率を上げるため、集客施設の近くなどにサービス拠点を設けます。</p>

基本目標3	郷土資料の活用を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
--------------	-------------------------------------

「文教のまち大垣」には、先人たちが残した地域の歴史や文化が数多く遺されています。市民が、郷土の歴史や文化を知り、ふるさとへの愛着を深め、未来へ継承できるよう資料の収集整理に努め、学習研究等への情報提供を積極的に行います。

基本施策

取 組	内 容
(1) 郷土資料の収集・整備	郷土に関する映像や電子データなどを含む、あらゆる形態の資料・情報を積極的に収集し、広く活用できるよう体系的に整理し目録化します。 また、資料のデジタル化を図り、保存・活用できるよう整備します。
(2) 郷土資料の公開・活用	多くの方が利活用できるように、デジタル化した古文書・古地図・古写真などの郷土の歴史資料を図書館ホームページ内のデジタルライブラリーなどで公開します。 また、図書館のみならず多くの場所において、資料を展示・公開することで、多くの方が郷土の歴史や文化に触れる機会を増やしていきます。
(3) 郷土を学ぶ機会の提供	従来の歴史講座・古文書講座を継承するとともに、市内小中学校が実施する「ふるさと学習」、地区センターにおける出前講座などで、郷土の歴史資料を積極的に活用します。

基本目標 4	魅力ある資料や情報を提供し、かがやき続ける人づくりをめざします
---------------	--

図書館は乳幼児から高齢者まで、幅広い年齢層の方々が利用されており、その目的も「知識を得るため」「教養を深めるため」「調査研究のため」など広範にわたっています。

利用者一人ひとりのニーズにきめ細かに応えることができるように、また、生きがいを求め生涯学習する人を応援するために、今後もさまざまな分野の豊富な資料の所蔵を継続するとともに、新たな資料の収集や充実に努めます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 魅力ある資料の収集・充実	<p>広く市民に読まれている文学作品をはじめ、生き方や、趣味、健康、食べ物など日々の暮らしに関する情報や、ビジネスに役立つ情報など、幅広い分野の資料収集と充実に努めます。</p> <p>また、国際理解や多文化共生、障害者への理解を深める資料収集に努めるとともに、あらゆる人々が生涯学びたい意欲にこたえることのできるよう資料の充実に図ります。</p>
(2) レファレンスサービスの充実	<p>レファレンス(※)サービスについて広く市民に紹介するとともに、多くの質問を積極的に受け付け、専門的かつ高度なレファレンスに努めます。</p> <p>また、レファレンス事例を記録・蓄積し、レファレンスデータベースとして公開することにより、市民の利便性を高めます。</p>
(3) 市民と共に行う図書館運営	<p>子どもたちへの絵本の読み聞かせ、視覚障がい者への対面朗読、書架整理、図書修繕など、市民が積極的に図書館の運営に参加できるように活動の機会を提供します。</p> <p>また、図書館運営に関して、「図書館利用者アンケート」などを通して利用状況の把握に努めるほか、「大垣市図書館協議会」では、図書館運営に関して、各分野で活動する委員の視点から意見を伺い、図書館サービスへ反映します。</p>

取 組	内 容
(4) 施設・設備の整備	<p>図書館サービスや行事を効果的にPRするための情報通信技術の導入などを検討するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることのできる「憩いの空間」づくりに努めます。</p> <p>また、資料を介して利用者同士が交流し、情報を共有することで、知識が広がり、まちづくりにつながるなど、地域コミュニティー形成の場を目指します。</p>

※レファレンス…図書館の資料やデータベースなどを使って、調べものや、資料、情報探しのお手伝いをする事。

2 指標と目標値

読書活動推進分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名（単位）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和6年度）
1	読書活動を推進し、夢 に向かって挑戦し努力 する人づくりをめざし ます	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
2	図書館サービスを充実 し、多様化する社会を 心豊かに生きる人づく りをめざします	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
3	郷土資料の活用を推進 し、郷土愛のある人づ くりをめざし ます	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
4	魅力ある資料や情報を 提供し、かがやき続け る人づくりをめざしま す	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		

第6節 スポーツ推進

スポーツは体力向上や健康づくりにつながるだけでなく、人や地域の交流を促進し、明るく豊かで活力に満ちた社会を築くために重要な役割を果たしています。

市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる「スポーツの都市（まち）“OGAKI”」の実現に向けて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで人生を豊かに過ごし、いきいきと活動できる「人づくり」をめざします。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします
---------------	---

トップアスリートのパフォーマンスは、観る者に夢や感動を与える力があります。少年期のスポーツ活動や競技団体の充実、国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成を支援することで、目標の実現に向けて挑戦できる人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) 子どものスポーツ活動のきっかけづくり	幼児を含む子どもを対象に、身体を動かす遊びの場として、キッズスポーツ教室を開催することや、保護者を巻き込んだ活動を展開することで、スポーツが好きな子どもたちを育成し、生涯にわたってスポーツに親しむ素地づくりを進めます。
(2) スポーツ少年団活動の充実	スポーツ少年団への入団を促進して、スポーツをすることが好きな児童生徒の増加を図るとともに、小中学生スポーツ活動実施率の向上を目指します。
(3) 選手の育成・支援	市体育連盟や競技団体等と連携し、国民体育大会や全国・国際大会等において好成績を収める選手の育成と支援に努めます。
(4) 競技団体の充実	選手育成の母体となる競技団体の活動支援を行い、選手強化と各種競技大会への参加を促進するとともに、競技力の向上を図り、目標の実現に向けて挑戦できる環境づくりを進めます。

基本目標 2	スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします
---------------	--

スポーツ活動には、コミュニケーション能力や相手を思いやる気持ちなど心の成長に大きく寄与する力や、国や民族を越えて人とのつながりを育む力があります。

そのためには、保護者や指導者なども多様性を理解し一人一人の人格を尊重しながらスポーツを支え指導していく必要があります。

さらに、スポーツには「する」だけでなく「みる」「ささえる」など、様々な形態に関わることができます。現状よりさらに多くの人々が積極的にスポーツに参画し、様々な交流を通してスポーツの魅力を再発見できる環境を整え、心豊かな人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) スポーツを支える担い手作り	生涯スポーツや競技スポーツ、子どものスポーツ活動などを支える指導者の育成と確保を図るため、日本体育協会公認指導者資格やスポーツ少年団認定育成員資格等の取得を推進します。 また、礼儀や思いやりなど、他者を認め自身も大切にできる人づくりにつながるよう、指導者に対する講習会や研修会を開催します。さらに、学校と地域が協働・融合した、中学校部活動の在り方を検討します。
(2) スポーツ交流の実施	見聞を深め国際感覚を養うとともに、多様性を尊重し思いやりのある心豊かな人づくりを実現するために、フレンドリーシティである韓国の昌原市とのスポーツ交流や、ドイツのシュツットガルト市との青少年・指導者受入・派遣事業などを継続します。
(3) 競技団体等による競技大会の開催	競技団体等による競技大会や県民スポーツ大会の開催を支援することで、市民のスポーツ参加の誘発や普及・振興を図り、スポーツの魅力の再発見を促すとともにスポーツへの関心を高めます。

基本目標 3	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
---------------	---

スポーツには、人と人とのつながりを築き深める力があります。地域スポーツへの参加を促進することでコミュニティ交流を深め、地域にかかわりをもてる人づくりをめざします。

また、大垣ゆかりの選手の活躍は地域スポーツの推進に大きく寄与するため、その土台となる体育振興会や各競技団体との連携を強化し活動の活性化を図ることで、ふるさと大垣に誇りと愛着を持てる人づくりにつなげます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 地域スポーツ活動への支援	子どもから高齢者まで生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の整備を図り、体育振興会等が主催する地域の大会や、スポーツ推進委員会を中心とした軽スポーツ大会やヘルシーウォークの開催を支援します。
(2) 関係団体との連携充実	市体育連盟をはじめ、体育振興会やスポーツ少年団、各競技団体等と更なる連携を図り、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めます。
(3) 「スポーツの都市(まち) OGAKI」のPR	市民の、大垣のスポーツ活動を応援する気持ちが高まるよう、地元企業や各学校の好成績や活躍など、情報発信に努めます。

基本目標 4	スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします
---------------	--

暮らしの中で誰もが身近にスポーツに親しめる機会を創出し、市民の健康づくりや生きがいづくりにつなげます。

また、市民が気軽に、安全で安心して、スポーツを楽しむことができる快適なスポーツ施設の整備と利便性の向上に取り組みます。

基本施策

取 組	内 容
(1) スポーツの楽しさを知る機会の創出	体を動かすことの楽しさを知ってもらうとともに、スポーツ観戦や選手との触れ合いにより、スポーツの魅力を実感できるよう、スポーツ推進委員協議会による軽スポーツ体験イベントや、大垣ミナモソフトボールクラブによる「ベースボール型授業支援」実施します。
(2) 誰もがスポーツに参加できる機会づくり	市民総合体育大会や本市独自のスポーツイベントを充実させ、スポーツに参加する機会づくりを推進します。 また、スポーツイベントのPRを強化し、より多くの市民の参加を促します。
(3) スポーツ習慣の継続と定着	市体育連盟が実施する教室を中心に、ニーズにあった各種スポーツ教室を充実させ、継続的なスポーツの実施により、市民の健康づくりを推進します。
(4) 高齢者や障がいのある人のスポーツ活動の充実	スポーツ推進委員協議会やレクリエーション協会と連携し、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に楽しみながら行うことのできるレクリエーションスポーツを普及します。
(5) 体育施設の整備・充実	市民が安全で安心してスポーツに取り組めるよう、体育施設の整備や競技備品の充実に努めます。 また、市民の高まる運動ニーズに応えられるよう、新たなスポーツ施設の建設について検討します。

2 指標と目標値

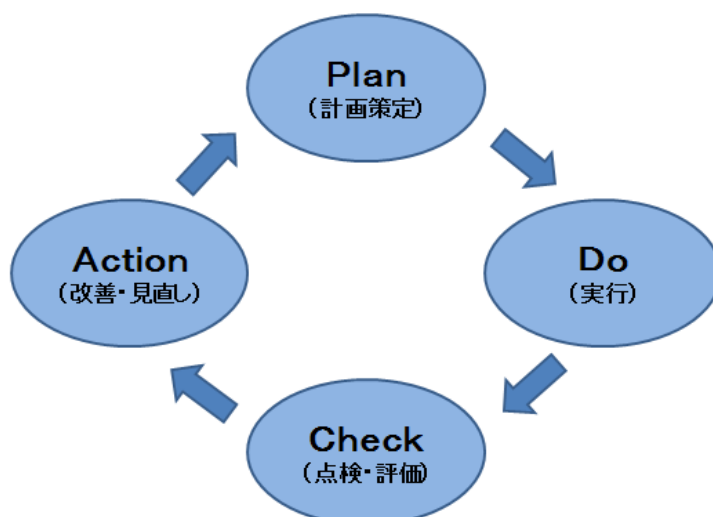
スポーツ推進分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名（単位）	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします	○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
2	スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします	○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
3	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします	○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
4	スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします	○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		
		○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○		

第4章 計画の推進体制

第1節 計画の推進

本計画の目標の達成や施策を着実に推進するため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



Plan (計画策定)

「大垣市第2次教育振興基本計画」の目標達成にむけ、昨年の検討課題を踏まえ、具体的な事業計画を策定します。

Do (実行)

計画に基づき、学校や家庭、地域等と連携を図りながら、計画を実行します。

Check (点検・評価)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき実施している「大垣市教育振興基本計画評価委員会」により点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、市民や保護者等に公表します。

Action (改善・見直し)

「大垣市教育振興基本計画評価委員会」での学識経験者等からの意見を参考に、効果の低い事業の見直しや必要性の高い事業の重点化、新規事業などを検討します。

第5章 資料集

第1節 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
平成31年 2月15日～ 3月11日	市民公募の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市教育振興基本計画策定委員会委員の募集 ・大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会委員の募集 ・大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会委員の募集 ・大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会委員の募集
4月24日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱 ・大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会委員の委嘱 ・大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会委員の委嘱 ・大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会委員の委嘱
5月28日	社会教育委員の会・大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会（1回目）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨の説明 ・社会教育分野の基本目標・基本施策（案）の提示
6月20日	大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会（1回目）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨の説明 ・基本目標・基本施策（案）の提示
6月21日	大垣市図書館協議会（1回目）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨の説明 ・読書活動推進分野の基本目標・基本施策（案）の提示
6月26日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨の説明 ・基本目標・基本施策（案）の提示

第2節 設置要綱等・委員名簿

1 大垣市第2次教育振興基本計画

(1) 大垣市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画の案の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(2) 大垣市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

○ 委員長 ○○ ○○
 副委員長 △△ △△

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	井 上 瞳	愛知学院大学文学部歴史学科准教授
	田 村 弘 司	前中部学院大学 事務局長・特任教授
	長谷川 哲 也	岐阜大学教育学部准教授
教育活動に関係する者	川 合 麻 美	大垣市スポーツ推進審議会委員
	三 宅 治	大垣市社会教育委員の会議長
	三 代 広 子	大垣市子ども会育成連絡協議会会長
市民公募による者	川 合 美穂子	

(敬称略、五十音順)

2 大垣市第2次教育振興基本計画（学校教育分野）

(1) 大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）の案の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(2) 大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会委員名簿

○ 委員長 ○○ ○○
 副委員長 △△ △△

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	長谷川 哲也	岐阜大学教育学部准教授
	松村 齋	大垣女子短期大学幼児教育科教授
教育活動に関係する者	小竹 康一	特別支援学級設置校校長会長（宇留生小学校）
	田中 禎一	市PTA連合会会長（南中学校）
	田野 武彦	小学校長会会長（江東小学校）
	中川 美香	幼保・保育・幼稚園長会長（荒崎幼保園）
	山本 学	中学校長会会長（東中学校）
市民公募による者	高橋 淳子	市民公募

（敬称略、五十音順）

3 大垣市第2次教育振興基本計画（社会教育分野）

(1) 社会教育委員条例

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により大垣市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民公募による者

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員が欠けたときは、その日から1箇月以内に補充しなければならない。

第6条 議長は委員の互選によって定める。

第7条 法第17条第1項第2号に規定する定時の会議は隔月1回とする。

第8条 定時及び臨時の会議は、教育長が招集する。ただし、委員定数の3分の1以上の者から会議招集の請求があるときは、教育長はこれを招集しなければならない。

第9条 会議は委員の半数以上出席しなければこれを開くことができない。

第10条 委員の費用弁償の額は、教育委員に支給する旅費の額と同額とする。
2 前項の費用弁償の支給方法については、事務局職員の旅費支給の例による。

第11条 この条例に定めるもののほか委員に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(3) 大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第4条の規定による子ども・若者の状況に応じた施策及び教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画（青少年分野）の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画（青少年分野）の案の策定に関すること
- (2) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育スポーツ課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(4) 社会教育委員の会・大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会
合同委員会

- 議長 三宅 治（社会教育分野）
副議長 横田 洸志（青少年分野）

(5) 社会教育委員の会委員名簿

区分	氏名	備考
学校教育及び社会教育の関係者	稲 川 明 子	大垣市文化連盟理事
	神 谷 利 行	大垣市連合自治会連絡協議会会長
	小 藪 卓 郎	大垣市小中学校長会代表 (大垣市立綾里小学校長)
	平 野 宏 司	学校法人平野学園理事長
	安 田 義 明	大垣市青少年育成推進員会理事
家庭教育の向上に資する活動を行う者	竹 中 昌 子	大垣市女性連合会会長
	松 山 昌 代	大垣市PTA連合会代表 (市中学校母親代表)
学識経験者	益 川 浩 一	岐阜大学教授
	三 宅 治	元大垣市立上石津中学校長
市民公募による者	岩 下 里 美	

(敬称略、五十音順)

(6) 大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会委員名簿

区分	氏名	備考
教育活動に関係する者	水 野 幸 治	大垣市PTA連合会副会長
	三 代 広 子	大垣市子ども会育成連絡協議会会長
	横 田 洸 志	大垣市青少年育成推進員会長
市民公募による者	濱 田 早 苗	

(敬称略、五十音順)

4 大垣市第2次教育振興基本計画（文化振興分野）

(1) 大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）の案の策定に関すること
- (2) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(2) 大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会委員名簿

- 委員長 名和 永山
副委員長 井上 瞳

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	井 上 瞳	愛知学院大学文学部歴史学科准教授
文化芸術に関係する者	大 熊 潔	大垣市文化連盟理事
	名 和 永 山	奥の細道むすびの地俳句協会会長
	平 塚 剛	大垣市立江並中学校長
	廣 瀬 龍 祥	大垣市文化財保護協会事務局次長
市民公募による者	大 橋 まり子	市民公募委員

(敬称略、五十音順)

5 大垣市第2次教育振興基本計画（読書活動推進分野）

(1) 図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に大垣市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民公募による者

3 協議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 図書館規則（抜粋）

第4章 図書館協議会

（協議会の組織）

第28条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の運営）

第29条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、協議会の全委員の改選があった場合の最初の会議は、館長が招集するものとする。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(協議会の庶務)

第30条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(3) 図書館協議会委員名簿

- 会 長 田村 弘司
副 会 長 石橋 豊之

区分	氏名	備考
学校教育及び社会教育の関係者	白 井 博 彦	大垣市社会教育推進員の会議長
	西 田 拓 郎	大垣市小中校長会 大垣市立墨俣小学校長
家庭教育の向上に資する活動を行う者	近 藤 則 朗	大垣市障害者団体連絡協議会副会長
	藤 井 洋 子	お話の会『大きな樹』代表
学識経験者	石 橋 豊 之	岐阜女子大学文化創造学部文化創造学科助教
	田 村 弘 司	前中部学院大学 事務局長・特任教授
市民公募による者	高 橋 麻 衣 子	

(敬称略、五十音順)

6 大垣市第2次教育振興基本計画（スポーツ推進分野）

(1) 大垣市スポーツ推進審議会設置条例

（設置）

第1条 スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、大垣市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会の委員は、12人以内とし、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を1人ずつ置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(2) スポーツ推進審議会委員名簿

- 会 長 堤 俊彦
副 会 長 高橋 正紀

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	高 橋 正 紀	(学) 大垣総合学園岐阜協立大学教授
	平 松 哲	(一社) 大垣市医師会理事
スポーツ活動に関係する者	石 田 光 昭	大垣市職域体育振興会代表
	宇 津 慎 一	大垣市小学校体育振興会会長
	川 合 麻 美	(公財) 大垣市体育連盟 生涯スポーツ振興委員会委員長
	清 水 龍 太 郎	大垣市連合体育振興会副会長
	堤 俊 彦	(公財) 大垣市体育連盟会長
	松 波 尚 登	(公財) 大垣市体育連盟 少年スポーツ委員会委員長
	矢 橋 陽 子	大垣市スポーツ少年団理事長
	山 田 幸 隆	大垣市スポーツ推進委員協議会会長
市民公募による者	大 石 玉 穂	
	菅 紀 子	

(敬称略、五十音順)